

日青協ニュース

NISSEIKYO NEWS



一般社団法人

日本青果物輸出入安全推進協会

東京都大田区東海3丁目8-2

TSKビル3階

電話 03(6412)9977

No.835

平成 27 年 10 月 5 日

日青協ホームページにカラーで掲載しています。また、内容についてのご意見をホームページ「お問い合わせ」より、お寄せ下さい。 <http://www.fruits-nisseikyo.or.jp/inquiry/index.php>

## 食品、添加物等の規格基準の一部を改正について

平成27年9月18日、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部が改正されました。改正の概要等果実について抜粋して掲載します。

### 第1 改正の概要

#### 1 省令関係

食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下「法」という。)第10条の規定に基づき、1-メチルナフタレンを省令別表第1に追加したこと。

#### 2 告示関係

(1)法第11条第1項の規定に基づき、農薬アシュラム、農薬キザロホップエチル及びキザロホップPテフリル、動物用医薬品クロルスロン、動物用医薬品ケトプロフェン、農薬シモキサニル、農薬セダキサン、農薬及び動物用医薬品テフルベンズロン、動物用医薬品トリクラベンダゾール、農薬トルプロカルブ、農薬フェノチオカルブ、農薬フルチアセットメチル、農薬ベンジルアデニン(ベンジルアミノプリンをいう。)、農薬ホサロン、農薬メソトリオン及び農薬メコナゾールについて、食品中の残留基準を設定したこと(別紙1参照)。

(2)法第11条第1項の規定に基づき、動物用医薬品クロルスロンについて、食品において「不検出」とされる農薬等の成分である物質として規定するとともに、クロルスロン試験法を定め、その分析対象をクロルスロンとしたこと。

(3)法第11条第1項の規定に基づき、1-メチルナフタレンの成分規格を設定し、それに伴う所要の改正を行ったこと。また、同規定に基づき、1-メチルナフタレンの使用基準を設定したこと。

## 第2施行・適用期日

### 1省令関係

公布日から施行されるものであること。

### 2告示関係

#### (1)残留基準関係

公布日から適用されるものであること。ただし、下表の農薬等ごとに掲げる食品に係る残留基準値については、公布の日から6月以内に限り、なお従前の例によることができる。

## 第3農薬等に関する事項

### 1残留基準関係

(1)今回基準値を設定するキザロホップエチル及びキザロホップPテフリルとは、農産物及び畜産物にあっては、キザロホップエチルを代謝物B【2-[4-(6-クロロキノキサリン-2-イルオキシ)フェノキシ]プロピオン酸】に換算したもの、キザロホップPテフリルを代謝物Bに換算したもの、代謝物B及び加水分解により代謝物Bに変換される代謝物を代謝物Bに換算したものの和とし、魚介類にあっては、キザロホップエチルを代謝物Bに換算したもの、代謝物B及び加水分解により代謝物Bに変換される代謝物を代謝物Bに換算したものの和をいうこと。ただし、キザロホップエチルにはキザロホップPエチルが含まれ、代謝物BにはキザロホップPが含まれるものとする。ただし、プロパキザホップが検出された場合など、代謝物Bの残留がプロパキザホップの使用によることが明らかな場合には、プロパキザホップに定められた規格基準を適用することとし、キザロホップエチル及びキザロホップPテフリルに係る規格基準によらないこと。

(2)今回基準値を設定するクロルスロンにあっては、食品において「不検出」とされる農薬等の成分である物質として規定することから、全ての食品において本剤を含有するものであってはならないこと。

(3)今回基準値を設定するセダキサンの場合は、セダキサン(cis体)及びセダキサン(trans体)の和をいうこと。

(4)今回基準値を設定するトリクラベンダゾールとは、トリクラベンダゾール及び酸性条件下でケトトリクラベンダゾール【5-クロロ-6-(2,3-ジクロロフェノキシ)-1,3-ジヒドロ-2H-ベンズイミダゾール-2-オン】に変換される代謝物をトリクラベンダゾールに換算したものの和をいうこと。

(5)羊及びその他の陸棲哺乳類に属する動物(羊を除く。)に設定されているトリクラベンダゾールの基準値については、これらの基準を統合して「その他の陸棲哺乳類に属する動物」として基準値を設定すること。

(6)今回基準値を設定するメコナゾールとは、メコナゾール(cis体)及びメコナゾール(trans体)の和をいうこと。

通知の全文は、厚生労働省ホームページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzentu/0000075007.pdf>

別紙1(今回の改正で記載があったものを抜粋しています。)

アシシラム(除草剤)

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
すいか	●	0.2
メロン類果実	●	0.2
まくわうり	●	0.2
みかん	●	0.2
なつみかの外果皮	●	0.5
なつみかんの果実全体	●	0.2
レモン	●	0.2
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	●	0.2
グレープフルーツ	●	0.2
ライム	●	0.2
その他のかんきつ類果実	●	0.2
りんご	●	0.2
日本なし	●	0.2
西洋なし	●	0.2
マルメロ	●	0.2
びわ	●	0.2
もも	●	0.2
ネクタリン	●	0.2
あんず(アクリコトを含む。)	●	0.2
すもも(ブルーンを含む。)	●	0.2
うめ	●	0.2
おうとう(チェリーを含む。)	●	0.2
いちご	●	0.2
ラズベリー	●	0.2
ブラックベリー	●	0.2
ブルーベリー	●	0.2
クランベリー	●	0.2
ハックルベリー	●	0.2
その他のベリー類果実	●	0.2
ぶどう	●	0.2
かき	●	0.2
バナナ	●	0.2
キウイ	●	0.2
パパイヤ	●	0.2
アボカド	●	0.2
パイナップル	●	0.2
グアバ	●	0.2
マンゴー	●	0.2
パッションフルーツ	●	0.2
なつめやし	●	0.2
その他の果実	●	0.2

キザロホップエチル及びキザロホップPテフリル(除草剤)

食品名	残留基準値ppm		参考 注2※
	改正後※	改正前	
すいか	○ 0.05	0.05	0.05
メロン類果実	○ 0.02	0.02	0.02
まくわうり	●	0.05	0.05
りんご	○ 0.05	0.05	0.05
びわ	●	0.05	0.05
もも	○ 0.05	0.05	0.05
あんず(アクリコトを含む。)	●	0.05	0.05
すもも(ブルーンを含む。)	●	0.05	0.05
うめ	●	0.05	0.05
おうとう(チェリーを含む。)	●	0.05	0.05
いちご	○ 0.05	0.05	0.05
ラズベリー	○ 0.05	0.05	0.05
ブラックベリー	○ 0.05	0.05	0.05
ブルーベリー	○ 0.05	0.05	0.05
クランベリー	○ 0.05	0.05	0.05
ハックルベリー	○ 0.05	0.05	0.05
その他のベリー類果実	○ 0.05	0.05	0.05

キザロホップエチル及びキザロホップPテフリル(除草剤)つづき

食品名	残留基準値ppm		参考 注2※
	改正後※	改正前	
ぶどう	○ 0.02	0.02	0.02
キウイ	●	0.05	0.05
パイナップル	○ 0.05	0.05	0.05
なつめやし	●	0.05	0.05
その他の果実	●	0.05	0.05

シモキサニル(殺菌剤)

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
すいか	● 0.05	0.1
メロン類果実	● 0.05	0.1
まくわうり	● 0.04	0.1
みかん	●	0.05
なつみかんの果実全体	●	0.05
レモン	●	0.05
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	●	0.05
グレープフルーツ	●	0.05
ライム	●	0.05
その他のかんきつ類果実	●	0.05
りんご	●	0.05
日本なし	●	0.05
西洋なし	●	0.05
マルメロ	●	0.05
びわ	●	0.1
もも	●	0.1
ネクタリン	●	0.05
あんず(アクリコトを含む。)	●	0.2
すもも(ブルーンを含む。)	●	0.2
うめ	●	0.2
おうとう(チェリーを含む。)	●	0.2
いちご	●	0.2
ラズベリー	○ 4	0.2
ブラックベリー	○ 4	0.2
ブルーベリー	●	0.2
クランベリー	●	0.2
ハックルベリー	●	0.2
その他のベリー類果実	○ 4	0.2
ぶどう	○ 1	1
かき	●	0.05
バナナ	●	0.05
キウイ	●	0.1
パパイヤ	●	0.05
アボカド	●	0.05
パイナップル	●	0.05
グアバ	●	0.05
マンゴー	●	0.05
パッションフルーツ	●	0.05
なつめやし	●	0.2
その他の果実	●	0.2

テフルベンズロン(殺虫剤)

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
すいか	●	0.1
メロン類果実	○ 0.2	0.2
まくわうり	●	0.2
みかん	○ 0.1	0.1
なつみかんの果実全体	○ 1	1
レモン	○ 1	1
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 1	1
グレープフルーツ	○ 1	1
ライム	○ 1	1

テフルベンズロン(殺虫剤) つづき

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
その他のかんきつ類果実	○ 1	1
りんご	○ 1	0.5
日本なし	○ 1	0.5
西洋なし	○ 1	1
マルメロ	○ 1	0.5
びわ	●	1
もも	○ 0.3	0.3
ネクタリン	○ 1	1
あんず(アクリコトを含む。)	○ 0.3	0.3
すもも(ブルーンを含む。)	○ 0.3	0.3
うめ	○ 0.3	0.3
おうとう(チェリーを含む。)	○ 0.3	0.3
いちご	○ 1	1
ラズベリー	●	1
ブラックベリー	●	1
ブルーベリー	●	1
クランベリー	●	1
ハックルベリー	●	1
その他のベリー類果実	●	1
ぶどう	○ 1	1
かき	○ 0.5	0.5
バナナ	●	0.5
キウイ	●	0.1
パパイヤ	●	0.5
アボカド	●	0.5
パイナップル	●	0.5
グアバ	●	0.5
マンゴー	●	0.5
パッションフルーツ	●	0.5
なつめやし	●	1
その他の果実	●	1

フェノチオカルブ(殺ダニ剤)

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
すいか	●	0.5
メロン類果実	●	0.5
まくわうり	●	0.5
みかん	○ 0.5	0.5
なつみかんの外果皮	●	20
なつみかんの果実全体	●	0.5
レモン	●	0.5
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	●	0.5
グレープフルーツ	●	0.5
ライム	●	0.5
その他のかんきつ類果実	●	0.5
りんご	●	0.5
日本なし	●	0.5
西洋なし	●	0.5
マルメロ	●	0.5
びわ	●	0.5
もも	●	0.5
ネクタリン	●	0.5
あんず(アクリコトを含む。)	●	0.5
すもも(ブルーンを含む。)	●	0.5
うめ	●	0.5
おうとう(チェリーを含む。)	●	0.5
いちご	●	0.5
ラズベリー	●	0.5
ブラックベリー	●	0.5
ブルーベリー	●	0.5
クランベリー	●	0.5
ハックルベリー	●	0.5

フェノチオカルブ(殺ダニ剤) つづき

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
その他のベリー類果実	●	0.5
ぶどう	●	0.5
かき	●	0.5
バナナ	●	0.5
キウイ	●	0.5
パパイヤ	●	0.5
アボカド	●	0.5
パイナップル	●	0.5
グアバ	●	0.5
マンゴー	●	0.5
パッションフルーツ	●	0.5
なつめやし	●	0.5
その他の果実	●	0.5

ベンジルアデニン(植物成長調整剤)  
(ベンジリアミノプリンをいう。)

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
すいか	● 0.02	0.1
メロン類果実	●	0.1
まくわうり	●	0.1
みかん	○ 0.1	0.1
なつみかんの果実全体	●	0.02
レモン	●	0.02
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	●	0.02
グレープフルーツ	●	0.02
ライム	●	0.02
その他のかんきつ類果実	●	0.02
りんご	● 0.05	0.1
日本なし	●	0.1
西洋なし	●	0.1
マルメロ	●	0.1
びわ	●	0.1
もも	●	0.1
ネクタリン	●	0.1
あんず(アクリコトを含む。)	●	0.1
すもも(ブルーンを含む。)	●	0.1
うめ	●	0.1
おうとう(チェリーを含む。)	●	0.1
いちご	●	0.1
ラズベリー	●	0.1
ブラックベリー	●	0.1
ブルーベリー	●	0.1
クランベリー	●	0.1
ハックルベリー	●	0.1
その他のベリー類果実	●	0.1
ぶどう	●	0.1
かき	●	0.1
バナナ	●	0.1
キウイ	●	0.1
パパイヤ	●	0.1
アボカド	●	0.1
パイナップル	●	0.1
グアバ	●	0.1
マンゴー	●	0.1
パッションフルーツ	●	0.1
なつめやし	●	0.1
その他の果実	●	0.1

ホサロン(殺虫剤)

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
すいか	○ 0.1	0.1

ホサロン(殺虫剤)つづき

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
メロン類果実	● 0.05	1
まくわうり	●	1
みかん	●	1
なつみかんの果実全体	●	1
レモン	●	1
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	●	1
グレープフルーツ	●	1
ライム	●	1
その他のかんきつ類果実	●	1
りんご	●	2
日本なし	● 0.7	2
西洋なし	● 0.7	2
マルメロ	○ 2	2
びわ	●	2
もも	●	2
ネクタリン	○ 2	2
あんず(アクリットを含む。)	○ 2	2
すもも(ブルーンを含む。)	○ 2	2
うめ	○ 2	2
おうとう(チェリーを含む。)	○ 2	2
いちご	●	1
ラズベリー	●	1
ブラックベリー	●	1
ブルーベリー	●	1
クランベリー	●	1
ハックルベリー	●	1
その他のベリー類果実	●	1
ぶどう	●	1
かき	●	1
バナナ	●	1
キウイ	●	1
パパイヤ	●	1
アボカド	●	1
パイナップル	●	1
グアバ	●	1

ホサロン(殺虫剤)つづき

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
マンゴー	●	1
パッションフルーツ	●	1
なつめやし	●	1
その他の果実	●	1

メトリオン(除草剤)

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
ラズベリー	○ 0.01	0.01
ブラックベリー	○ 0.01	0.01
ブルーベリー	○ 0.01	0.01
クランベリー	○ 0.01	0.01
その他のベリー類果実	○ 0.01	0.01

メコナゾール(殺菌剤)

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
みかん	○ 0.1	0.1
なつみかんの果実全体	○ 0.2	0.2
レモン	○ 0.3	0.3
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 0.3	0.3
グレープフルーツ	○ 0.3	0.3
ライム	○ 0.3	0.3
その他のかんきつ類果実	○ 0.3	0.3
ネクタリン	○ 0.2	0.2
あんず(アクリットを含む。)	○ 0.2	0.2
すもも(ブルーンを含む。)	○ 0.2	0.2
おうとう(チェリーを含む。)	○ 0.2	0.2
ブルーベリー	○ 0.4	0.4
クランベリー	○ 0.4	0.4
ハックルベリー	○ 0.4	0.4
その他のベリー類果実	○ 0.4	0.4
バナナ	○ 0.1	0.1
マンゴー	○ 0.5	0.5

脚注※○:平成27年9月18日適用 ●:平成28年3月18日適用

注2※:改正前を代謝物bに換算

今回基準値を設定するキザロホップエチル及びキザロホップPテフリルとは、農産物及び畜産物にあつては、キザロホップエチルを代謝物B【2-[4-(6-クロロキノキサリン-2-イルオキシ)フェノキシ]プロピオン酸】に換算したもの、キザロホップPテフリルを代謝物Bに換算したもの、代謝物B及び加水分解により代謝物Bに変換される代謝物を代謝物Bに換算したものの和とし、魚介類にあつては、キザロホップエチルを代謝物Bに換算したもの、代謝物B及び加水分解により代謝物Bに変換される代謝物を代謝物Bに換算したものの和をいうこと。

今回基準値を設定するクロルスロンにあつては、食品において「不検出」とされる農薬等の成分である物質として規定することから、全ての食品において本剤を含有するものであつてはならないこと。

今回基準値を設定するセダキサンとは、セダキサン(cis体)及びセダキサン(trans体)の和をいうこと。

今回基準値を設定するトリクラベンダゾールとは、トリクラベンダゾール及び酸性条件下でケト-トリクラベンダゾール【5-クロロ-6-(2,3-ジクロロフェノキシ)-1,3-ジヒドロ-2H-ベンズイミダゾール-2-オン】に変換される代謝物をトリクラベンダゾールに換算したものの和をいうこと。

今回基準値を設定するメコナゾールとは、メコナゾール(cis体)及びメコナゾール(trans体)の和をいうこと。

羊及びその他の陸棲哺乳類に属する動物(羊を除く。)に設定されているトリクラベンダゾールの基準値については、これらの基準を統合して「その他の陸棲哺乳類に属する動物」として基準値を設定すること。

(改正前)

残留基準値(改正後)の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、一律基準(0.01ppm)が適用される。

## 参考

- ・「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
- ・「小豆類」とは、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタビア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。
- ・「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにやくいも以外のものをいう。
- ・「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びびなす以外のものをいう。
- ・「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
- ・「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
- ・「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
- ・「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
- ・「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
- ・「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

## 《行事報告》

- 9/ 2 輸出戦略実行委員会青果物部会(りんご分科会)(荻野事務局長出席)
- 9/ 4 日本青果物輸出促進協議会理事会・臨時総会
- 9/11 ベトナム産マンゴー(Cat Chu種)の生果実輸入解禁公聴会(荻野事務局長公述)
- 9/14 輸出戦略実行委員会青果物部会(ながいも分科会)(荻野事務局長出席)
- 9/16 広報・食品衛生・植物防疫3部会開催
- 9/17 米国大使館新農務官との懇親会(荻野事務局長・川口顧問出席)
- 9/28 協会監事監査
- 9/29 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会(川口顧問傍聴)
- 9/29 ジェトロ広島/青果物輸出セミナー(荻野事務局長講演)
- 9/30 会員研修会東京会場 I (日青協会議室)
- 9/30 植物検疫4団体連絡会(荻野事務局長出席)

## 平成27年度 会員研修会

平成27年度の日青協会員研修会東京会場(日青協会議室)において、9月30日(第1回)から始まり、10月2日(第2回)、が行われ、10月21日の実地研修(羽田空港)をもって終了予定。

講義では、会員研修実施要領に基づき、食品衛生法、輸入食品監視、食品表示、輸入果物の安全性と植物検疫について講義された。



日 時	内 容	講 師
9月30日 13:30～15:00	食品衛生法	厚生労働省医薬食品局食品安全課 輸入食品安全対策室 久保 文宏 主査
9月30日 15:15～16:45	輸入食品監視	東京検疫所東京空港検疫所支所食品監視課 上月 陽子 監視指導係長
10月2日 13:30～15:00	食品表示	内閣府消費者庁食品表示企画課 丸子 直人 課長補佐
10月2日 15:15～16:45	輸入果物の安全性と植物検疫	(一社)日本青果物輸出入安全推進協会 荻野 英明 常務理事兼事務局長



久保主査



上月監視指導係長



丸子課長補佐



荻野常務理事兼事務局長